

(1) 金沢学院大学芸術学部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢学院大学芸術学部（以下「本学部」という。）並びに本学部学科が、以下に掲げる教育目標及び人材像を実現・育成していくために必要な教育課程及び履修方法等に関し、金沢学院大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

養成する人材像	
芸術学部	表現領域についての広汎な技術及び知識と、社会に対する深い洞察力を養成し、円滑な意思疎通や自己表現に資することのできる創造性豊かな人材を養成する。
芸術学科	①現代社会における芸術の役割を理解し、芸術を通して新たな社会を築くための創造力と実行力を備えた人材を養成する。 ②個人制作と協働制作の両方の過程を経験することにより、創造的思考・論理的思考の養成のみならず、社会における自己の役割を認識し、意思決定を行い行動できる人材を養成する。 ③卒業後の進路として、本学部で養成された創造性や観察力、課題発見・解決能力は、現代社会の多くの分野で必要とされる。芸術の専門的な知識・技術を活かした教職・学芸員をはじめ、デザイン・印刷等の企業はもちろん、多様な社会で活躍できる人材の養成を目指す。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目は、教養科目及び専門科目とする。

2 前項のほか、教職に関する科目及び学芸員に関する科目を開設する。

3 授業科目の配当年次、単位数及び時間数並びに履修方法等は、別表第1に定めるとおりとする。

(時間割)

第3条 各学期において開講する授業科目及び担当者名は、学期の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第4条 学生は、履修する授業科目を決め、毎学期の授業開始後1週間以内に履修科目を登録しなければならない。

2 単位制度の実質化を図るために、卒業要件に係る授業科目の年間の履修登録上限単位数を原則48単位とし、各学期の登録上限単位を原則24単位とする。

3 履修科目の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

4 履修科目の登録の細部については、別に定める。

(試験)

第5条 学生は、前条により履修を登録した授業科目について、試験を受けることができる。

2 試験を受けるには、当該授業科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 試験を受けるには、原則として、定期試験開始前までに学納金を完納していなければならない。ただし、所定の期日までに延納・分納願等を提出し、学長が承認した者には受験資格が与えられる。

4 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

5 課題又は作品の提出をもって試験に替えることができる。

(定期試験)

第6条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う。ただし、2学期以上にまたがる授業科目については、当該授業が終了する学期末に行うことがある。

2 定期試験の期日及び時間割は、試験開始の1週間前に公示する。ただし、授業科目によっては、定期試験以外の期日に試験を行うことがある。

(追試験)

第7条 病気その他止むを得ない事由により、試験を受けられなかった学生については、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、試験を欠席した日の翌日から4日以内に、試験を欠席した事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験の日時は、その都度通知する。

(再試験)

第7条の2 定期試験及び追試験の成績判定の結果、不可と認定された科目について再試験の機会を設けることがある。その実施方法は別に定める。

(復学者の受験資格)

第8条 学期の途中で復学した学生の受験資格については、第5条第2項を適用する。

(修得すべき単位数)

第9条 学生は、別表第1の定めるところにより、教養科目は、一般教養科目の必修科目から15単位、選択科目から5単位以上の計20単位以上、語学の必修科目から4単位、選択科目から4単位以上の計8単位以上、専門科目は、必修科目から14単位、選択科目から86単位以上の計100単位以上、合計128単位以上を修得しなければならない。

第9条の2 第2年次終了時までには、原則50単位を修得した者は、第3年次に進級することができる。

第9条の3 編入学、転入学等の場合、本学の授業科目に相当するものの既修得単位は、本学での修得単位として認定できるものとする。

2 前項により認定した単位の外に、授業科目区分に応じ卒業要件に算入することのできる単位を68単位以上、修得せねばならない。

第9条の4 学則第26条の2、第2項に基づき、他学部で履修修得できる単位の認定限度は16単位とする。

(転学部)

第10条 学則第17条に定める転学部を志願する者があるときは、志望学部欠員のある場合に限り、許可することがある。

2 転学部の出願資格、選考方法及び受入れ時期等については、別に定める。

(編入学)

第11条 学則第12条に定める編入学については、欠員が生じた場合、募集する。

2 編入学については、別に定める。

(科目等履修生)

第12条 学則第44条に定める科目等履修生を志願する者は、本学部所定の科目等履修願に、本学所定の入学検定料を添えて、原則、授業開講2週間前までに願出しなければならない。

第13条 科目等履修生を志願する者については、本学部学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ履修を許可する。

第14条 科目等履修生の履修開始の時期は、学期又は学年の始めとする。

第15条 科目等履修生は、履修した授業科目について単位を取得しようとするときは、願出により当該授業科目の試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者に、単位を与える。

3 科目等履修生に対する単位の授与及び学修の評価等については、学則第23条及び第24条を準用する。

第16条 科目等履修生として履修を許可された者は、本学の指定する期日までに、本学所定の履修料を納入しなければならない。

2 授業科目の履修において特別の費用を要するときは、必要経費を徴収する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行し、別表第1は令和2年度入学生から適用する。